

若手医師の留学（国内・国外）を支援します。

《新潟県若手医師留学研修支援事業》

新潟県内で修得又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を、海外留学もしくは県外研修で学ぼうとする若手医師に対し、研修経費を支給します。

事業内容

●対象者

- ・申請時点において、新潟県内で臨床研修を修了し、引き続き新潟県内で1年以上いわゆる後期（専門）研修等で勤務している40歳未満の者
- ・申請時点において、新潟県外から県内医療機関に赴任し、1年以上勤務している40歳未満の者

●募集人数

1名

●留学研修期間

1月以上2年以内

※令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に開始予定の留学研修が対象

●留学研修経費支給金額

月額30万円＋往復旅費実費（50万円を限度）

※ 留学研修先機関等から給与等が支給される場合は、当該支給額を控除

●留学研修生の義務（返還免除要件）

留学研修修了後、速やかに県内の医療機関での勤務を開始し、留学研修経費の支給を受けた期間の支給を受けた期間に3を乗じた期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては3年）以上勤務すること。

●募集、選考等に関する実務

県が研修資金を拠出し、公益財団法人新潟医学振興会が実務を行う。

（申請書提出先：（公財）新潟医学振興会）

●令和6年度留学研修申請受付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）まで

※ 詳細は、『令和6年度 新潟県若手医師留学研修支援事業の留学研修生募集要項』により御確認ください。

●留意事項

本事業の実施については、令和6年度予算成立が条件となります。